

災害時における災害ボランティアセンター分室設置及び ボランティア活動に関する協定を締結しました

堺市では、災害時における災害ボランティアセンター（以下、センター）の設置等に関連し、社会福祉法人堺市社会福祉協議会、近畿矯正管区、矯正研修所大阪支所と相互に連携・協力を図ることを目的として、「災害時における災害ボランティアセンター分室設置及びボランティア活動に関する協定書」を締結しました。

この協定により、矯正研修所大阪支所を災害ボランティアセンター分室（以下、センター分室）としてセンターの活動拠点の 1 つに位置づけ、災害時における 4 者の連携強化を図ることで、災害ボランティア活動における効果的な対応が可能となります。また、4 者による平時からの協力体制の構築や、センター設置、運営に備えた合同訓練の実施等を通じて、実効性のある災害ボランティア活動の拠点となる取組を進めます。

1 締結先

社会福祉法人堺市社会福祉協議会	（堺市堺区南瓦町 2-1）	会長	木村 正明 氏
法務省 近畿矯正管区	（大阪府中央区大手前 4-1-67）	近畿矯正管区長	古橋 徹也 氏
法務省 矯正研修所大阪支所	（堺市堺区田出井町 7-10）	支所長	古橋 徹也 氏

※古橋 徹也 氏は両役職を務める同一人物です。

2 締結日

令和 7 年 11 月 21 日（金）

3 主な内容

- （1）センター分室としての矯正研修所大阪支所の使用
- （2）センターにおける災害ボランティアの受入れ
- （3）災害ボランティア活動に係る車両等の駐車スペースの提供
- （4）センター設置、運営に際して発生する矯正研修所大阪支所の水道、電気等の使用
- （5）センター設置、運営に際して発生する矯正研修所大阪支所の OA 機器等の資機材の使用
- （6）前号に掲げるもののほか、センター運営で必要と認められる事項

4 その他

センターの開設・運営や平常時における協力体制の構築を目的に、平成 22 年 1 月 15 日付けで社会福祉法人堺市社会福祉協議会と本市において「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」を締結しました。今回締結した協定はセンター分室として矯正研修所大阪支所を活用することに加え、近畿矯正管区及び矯正研修所大阪支所と連携することで、より効果的なセンターの運営を目的としています。

5 参考

(1) 災害ボランティアセンター

堺市社会福祉協議会では、堺市内において災害救助法が適用されるような災害に被災した場合、堺市災害対策本部の要請に基づき、センターを設置します。

センターは、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるために設置する拠点です。被災者のニーズに応じた支援の調整、ボランティアの募集・受付・活動の割り振り、必要な資機材の管理、関係機関との情報共有等を行います。

(2) 法務省 近畿矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として、近畿 2 府 4 県に所在する矯正施設を管轄し、これらの施設の管理・運営を統括しています。また、適正な運営を図るための指導・監督を行うほか、職員の研修や地域との連携による更生支援にも取り組んでいます。

(3) 法務省 矯正研修所大阪支所

矯正研修所は、法務省が所管する研修機関で、全国の刑事施設、少年院、少年鑑別所などに勤務する矯正職員に対して研修を行う機関です。矯正研修所支所は全国に 7 か所設置されており、大阪支所では主に近畿矯正管区管内の矯正職員に対する研修を実施しています。

矯正施設等の中には災害時における防災拠点としての機能を期待されているところもあり、自治体との連携強化を進めることで、効果的な災害対応が可能となります。

問 い 合 わ せ 先	(本協定の締結に関すること) 担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
	(災害ボランティアセンターの運営に関すること) 担 当 課：社会福祉法人堺市社会福祉協議会 地域福祉課 電 話：072-232-5420 ファックス：072-221-7409
	(法務省 近畿矯正管区に関すること) 担 当：法務省 近畿矯正管区 電 話：06-6941-5751 ファックス：06-6910-2428
	(法務省 矯正研修所大阪支所に関すること) 担 当：法務省 矯正研修所 大阪支所 電 話：072-227-1685 ファックス：072-227-1692

災害時における災害ボランティアセンター分室設置及びボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）、社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）、法務省近畿矯正管区（以下「丙」という。）及び法務省矯正研修所大阪支所（以下「丁」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター分室設置及びボランティア活動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平成22年1月15日付けで甲と乙で締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」（以下「市・社協協定書」という。）における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置等に関連し、より効果的なセンターの運営等を行うために、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。

（連携・協力事項）

第2条 災害が発生し、センターを設置する上で、丙が指定する施設（以下「施設」という。）を使用する必要があると認めるときは、甲の依頼により丙は、施設の提供等に関して連携・協力を行うものとする。

2 前項の施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
法務省矯正研修所大阪支所	堺市堺区田出井町 7-10

3 センター本部は市・社協協定書第5条第1項に規定する場所とし、前項で規定する施設はセンターの分室機能を有する活動拠点と位置付ける。

4 第1項に規定する連携・協力事項は、次に掲げる事項とする。ただし、丁の業務に支障が生じない範囲に限るものとする。

- (1) センター分室としての施設使用
- (2) 災害ボランティアの受入れ
- (3) 災害ボランティア業務に係る車両等の駐車
- (4) 水道、電気等の使用
- (5) OA 機器等の資機材の使用
- (6) 前号に掲げるもののほか、甲、乙、丙及び丁で協議し、センター運営で必要と認められる事項

（施設使用の申請）

第3条 甲が実施する災害対策により、施設を使用する必要がある場合は、書面をもって申請を行うこととする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申請をすることができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第4条 センターの設置主体は甲とし、同センターの運営は乙が行う。

2 センターとして施設を使用する場合の管理運営上の責任は、甲及び乙が負うものとする。

3 丙及び丁は、施設の管理運営について、可能な範囲で甲及び乙に協力するものとする。

（協力期間）

第5条 協力期間は、本市の被害状況又は市民からの要請状況等を考慮した上で、甲、乙、丙及び丁の協議により定めるものとする。

（資機材等の確保）

第6条 センターの運営に当たり、資機材等を確保する必要がある場合は、甲及び乙が相互に協力して確保に努めるものとする。

2 前項に定める資機材等については、災害時の迅速な対応を図るため、施設内において保管することができるものとする。

(費用負担)

第7条 施設の使用にかかる費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき無償とする。

2 前項以外のセンター運営に要する費用及びセンターを閉所する際の原状回復に要する費用は、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 本協定に基づく協力の結果、施設に損害が生じた場合は、甲が損害を賠償する責任を負うものとする。

(平常時の取組)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、平常時から災害時に備えて情報の共有や訓練等の実施に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議し、これを決定するものとする。

本協定締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月21日

(甲) 堺市堺区南瓦町3-1

堺市 永藤 英機
堺市長

(乙) 堺市堺区南瓦町2-1

社会福祉法人堺市社会福祉協議会
会長 木村 正明

(丙) 大阪府中央区大手前4-1-67

法務省 近畿矯正管区
近畿矯正管区長 古橋 徹也

(丁) 堺市堺区田出井町7-10

法務省 矯正研修所大阪支所
支所長 古橋 徹也